

新潟市教育委員会 令和3年4月 定例会会議録

日 時	令和3年4月23日(金) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	井崎 規之			
出席委員 (8名)	田中 賢一	出席委員	五十嵐 悠介	
	小野沢 裕子		齋藤 昭彦	
	市嶋 洋介		乙川 千香	
	渡邊 純子	欠席委員		
	大宮 一真			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (8名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	池田 浩		
	教育次長	本間 金一郎		
	教育総務課長	渡辺 和則		
	保健給食課長	袖山 直也		
	学校人事課長	吉田 亨		
	学校支援課長	山田 哲哉		
	歴史文化課長	遠藤 和典		
	教育総務課 係	秋山 悟		
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後 3 時 30 分
	宣言者	教育長
付議事件 (9 件)	議案第 1 号	博物館の登録等に関する規則の一部改正について
	議案第 2 号	新潟市文化財センター考古資料の寄託, 借用及び貸出に関する規則の一部改正について
	議案第 3 号	令和 4 年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 4 号	令和 4 年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 5 号	令和 4 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 6 号	令和 4 年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 7 号	令和 4 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 8 号	令和 4 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 9 号	教職員の人事措置について
報告 (3 件)	新潟市教育委員会告示の一部改正について	
	令和 4 年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について	
	市立学校園の学級閉鎖等の状況	

## 第1 開会宣言

### ○教育長

これより、4月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がございますが、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定いたします。

### 教育長・新任委員 挨拶

### ○教育長

それでは議事に先立ちまして、私から4月1日より教育長を拝命いたしまして、ご挨拶を申し上げます。

あらためまして、4月1日より教育長を拝命いたしました 井崎規之と申します。よろしくお願いいたします。

ご案内の通り、教育行政を取り巻く環境について、大きく変化しています。学校現場におきましては、昨年度から小学校で新学習指導要領が全面実施ということもございます。学校現場におきましてはGIGAスクールの開始がされています。また、先生方の多忙化解消という問題もあろうかと思えます。加えてコロナ対策ということで、新しい学校での生活様式に対応しています。

教育委員会では177の学校園とそれから社会教育施設があり、そこで5,000人の職員が働いています。5,000人の英知を集めて、現状を乗り越えながら、教育ビジョンの実現のために、より良い教育行政を展開するためにご尽力させていただきます。

委員の皆さんからもお力添えをいただき、お願いを兼ねまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは大変恐縮ですが、4月1日付で、新たに教育委員になりました齋藤委員、乙川委員より一言ずつご挨拶をちょうだいしたいと思います。それでは、齋藤委員からお願いいたします。

### ○齋藤委員

皆さま、こんにちは。はじめまして、齋藤昭彦と申します。現在、新潟大学医学部小児科に勤務しております。専門領域は子どもの感染症で、現在、県の新型コロナ対策専門委員や日本小児科学会の予防接種・感染対策の担当理事など、子どもの新型コロナ対策に継続的に取り組んでいます。

未来のある子どもたちのために、教育委員として精一杯努力していきたいと思っております。いただいた貴重な機会ですので、自分の出来る範囲で努力させていただきます。皆さま、どうぞご指導のほどお願いいたします。

### ○教育長

ありがとうございます。続きまして、乙川委員からご挨拶をちょうだいしたいと思います。

### ○乙川委員

はじめまして 乙川千香と申します。私は、二児の母として子育てをしてきながら、文化活動を中心に地域の活動や生涯学習教育に携わって

まいりました。今年度から教育委員という立場をいただいたわけですが、急に何かができるようになるわけではありません。皆さんにたくさん教えていただきながら、新たな目と耳を持ったというつもりで、取組んでまいりたいと思います。

教職員や子どもたちが置かれている教育現場の現状を知ることが、まず第 1 ではないかなと考えています。いろいろな立場から、多角的な視点で想像力を働かせながら、一つ一つ何が出来るか考えながら、皆さんとともに一生懸命、取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長 ありがとうございます。それでは、議事日程に入ります。

#### 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。  
新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に小野沢委員及び市嶋委員を指名します。

#### 第 2 付議事件

○教育長 日程第 2 付議事件に入ります。  
議案第 1 号 博物館の登録等に関する規則の一部改正について 及び議案第 2 号 新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則の一部改正については、関連がありますので一括して審議いたします。

歴史文化課から説明をお願いします。

○歴史文化課長 歴史文化課です。よろしくお願ひいたします。

議案第 1 号、そして第 2 号を一括して、説明をさせていただきます。両議案とも 国の行政手続きにおける押印の見直しの取組みを踏まえ、博物館の登録等に関する申請様式の一部を改正するものです。施行期日は令和 3 年 5 月 1 日でございます。まず付議の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

議案第 1 号 博物館の登録等に関する規則の一部改正については、付議 3 ページから 5 ページの別記様式第 2 号から第 4 号様式におきまして、押印欄を削除するものです。

つづきまして、付議 10 ページをご覧ください。議案第 2 号 新潟市文化財センター考古資料の寄託、借用及び貸出に関する規則の一部改正については、付議 12 ページから 18 ページの別記様式第 1、第 3、第 4、第 7、第 8、第 10、第 12 号様式において、押印欄を削除するものです。

説明を終わります。よろしくおねがひいたします。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

(意見、質問なし)

議案第 1 号及び議案第 2 号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、決定します。

次に、議案第 3 号から議案第 8 号 教科用図書採択に関する基本方針については、関連がありますので、一括して審議いたします。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

学校支援課長の山田哲哉です。どうぞよろしくお願いいたします。  
それでは、令和 4 年度使用新潟市立学校教科用図書採択に関する基本方針について、議案第 3 号から議案第 8 号まで一括してご説明申し上げます。

まず付議 33 ページをご覧ください。令和 4 年度使用新潟市立学校教科用図書の採択について 校種別に一覧にしたものです。  
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、施行令第 14 条により 特別支援学校及び支援学級で使用する一般図書を除き、義務教育諸学校では 4 年間同一の教科用図書を使用することになっています。

しかしながら、中学校の令和 3 年度採択においては、自由社のあたらしい歴史教科書が教科用図書検定規定に基づき、検定審査不合格の決定の通知にかかる年度の翌年度に行なわれた再申請によりまして、令和 2 年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなりました。そこで、無償措置法施行規則、第 6 条第 3 号により採択を行うことが可能となりました。

あらためてその教科領域の教科用図書の調査研究、審議を行い、採択することといたします。なお、社会科の歴史分野以外の教科用図書は、令和 2 年度に教科用図書を採択しましたので、令和 4 年度も同一の教科用図書を使用いたします。

以上を踏まえたうえで、令和 4 年度使用新潟市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について、校種別に説明申し上げます。

資料 27 ページをご覧ください。まず、小学校教科用図書採択に関する基本方針についてです。

小学校教科用図書は令和 3 年度と同一の教科用図書を採択します。  
小学校教科用図書は以上です。

続きまして、付議 28 ページをご覧ください。中学校教科用図書採択に関する基本方針についてです。

- 1 点目、中学校教科用図書の社会(歴史分野)の採択を行います。
- 2 点目、採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行ないます。
- 3 点目、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考にいたします。
- 4 点目、教科用図書の採択は、審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定いたします。

5 点目, 社会科(歴史分野)以外の中学校用教科用図書は, 令和 3 年度と同一の教科書用図書を採択します。中学校教科用図書については以上です。

付議 29 ページをご覧ください。

高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても中学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様です。

付議 30 ページをご覧ください。

次に特別支援学校・特別支援学級用図書採択に関する基本方針についてです。

1 点目, 一般図書の採択を行います。

2 点目, 採択に関しては, 無償措置法, 関係法令に基づいて厳正に行います。

3 点目, 学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果のその意見を参考に採択いたします。

4 点目, 図書の採択は, 審議委員会の答申に基づき, 教育員会が決定いたします。特別支援学校・特別支援学級用図書については以上です。

付議 31 ページをご覧ください。

高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

1 点目, 教科用図書の採択は, 地方教育行政の組織及び, 運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によりまして, 教育委員会が行うこととなりますが, 採択にあたりましては, 各学校がそれぞれの教育課程に即して, 教職員の意見や希望が反映されるようにします。

2 点目, 校長に, その学校に適する教科用図書を次の 4 つの項によって選定させ, その結果を尊重して, 採択いたします。

(1) 自校の教育課程に実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。

(2) 文部科学省の教科書編集趣意等を活用するなど, 教科用図書の比較検討を組織的, 計画的に行うこと。

(3) 選定のための委員会等を設ける場合は, 人選や機構について慎重に考慮し, 責任体制を明確にすること。

(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく, 公正を確保すること。高等学校用教科用図書については以上でございます。

付議 32 ページをご覧ください。

高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても, 高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

以上が, 令和 4 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの説明にご質問, ご意見等ございま

したら、挙手をお願いします。

(意見、質問なし)

それでは、議案第 3 号から議案第 8 号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定します。

次に、議案第 9 号 教職員の人事措置については、人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議します。

### 第 3 報告

#### ○教育長

次に、日程第 3 報告に入ります。

はじめに、新潟市教育委員会告示の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

#### ○教育総務課長

教育総務課でございます。よろしくお願いいたします。

報告の 1 ページをご覧ください。

新潟市情報公開条例第 6 条第 2 号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について一部改正をおこなうものです。

こちらは、先に行われました新潟市議会 2 月定例会におきまして、市長部局が所管します新潟市公文書管理条例が可決されましたが、この条例の制令にあたりまして、既存の関連する審議会の審理統合し、あらたに「新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」と名称を変更することになりました。

一方、教育委員会で基準を定めてあります、情報公開に関する告示がありますが、そのほかで、今回該当いたします審議会が関連することから、この度名称の変更、改正を行うものです。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらの基準は、情報公開にあたって個人情報に関する範囲などを定めたものとなりますが、この中で名称が変更する審議会が含まれているということから、記載の通り改正を行うものです。

なお、市議会の採択が教育委員会の 3 月定例会以降であったということから、教育長代理として、処理をさせていただきます、この定例会でご報告というものでございます。よろしくお願いいたします。

#### ○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

#### ○五十嵐委員

はい、よろしくおねがいたします。

今ほどのご説明のなかで、他の審議会と整理統合したということで、名称変更したと承りましたが、単純に今の新旧対照表を見ると、名称が変わっただけという風に見受けられます。特に、内部の手続き等で変更

になることがないという認識でよろしいでしょうか。

○教育総務課長

はい、その通りでございます。基本的には、手続き上は変更ございません。

○五十嵐委員

はい、ありがとうございました。

○教育長

よろしいでしょうか 他にございませんか。

次に、令和 4 年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要については、公表前の情報が含まれていることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、報告します。

次に、予定にはありませんが、市立学校園の学級閉鎖等の状況について、報告します。保健給食課からお願いします。

○保健給食課長

保健給食課でございます。

市立学校園の学級閉鎖等の状況についてご報告申し上げます。

お配りした資料 1 をご覧ください。

1 番、実施した学校園、4 月以降でございますが、学校は 17 校。

これは延べではありませんで、実施した学校数ということで 17 校でございます。その下 2 番目、日ごとにご覧いただきますと、4 月 14 日に 1 校から始まり、4 月 19 日月曜日に 11 校になりまして、今日現在で、3 校になっているといった状況でございます。この間、学校内において感染が広がったという例は確認されてございません。

つづきまして、資料 2 をご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止にむけて、通知を出させていただいたところでございます。資料 2 と資料 3 と 2 つ出させていただいております。

これまでも通知を出させておりましたが、このたび県による特別警報の発令もあり、市内の子どもの感染状況増加がみられるということで、複数校で学級閉鎖等を行っていることから、教育委員会からあらためて感染対策の徹底ということで、文書を市立学校、園長宛に 4 月 21 日付けで発送したものでございます。

本文にあります通り現時点においては、これまで同様の感染拡大防止を図りつつ、日々の授業や学校行事、部活動等現状の教育活動を継続することとし、また再度ガイドライン等を確認して、適切な対応を求めるといった内容でございます。

感染症対策につきましては、これまで教育委員会が示したガイドラインや国の示すマニュアルに基づく対策を講じて、PCR検査や感染が判明した場合などにおきまして、保護者から連絡があった場合の連絡体制など、これまでの取扱変更はないとしたものでございます。

つづきまして、資料 3 をご覧いただきたいと思っております。



あわせて同日に感染症対策に関しまして、教育委員会から保護者宛にも文書にて、ご理解とご協力をお願いしたものでございます。

1番にあります通り、お子さん又は同居するご家族がPCR検査を受ける場合ですとか、濃厚接触者に特定された場合、またお子さん又は同居するご家族が新型コロナウイルスに感染した場合につきましては、連絡を速やかに学校にいただきたいというものでございます。

学校や教育委員会が事前に初動対応がとりやすくなるよう、あらためて保護者の皆さまにお願いしたものでございます。また健康観察等の継続などについても、あらためてお願いをしているところでございます。

一枚めくっていただきまして、別紙として感染者が確認された場合の教育委員会の基本的な対応につきまして、対応方針を変更したわけではございませんが、市内の感染状況を踏まえまして、あらためてお知らせしたものでございます。

以上、感染症への対応を適切に進め教育活動を通じ、学びの保障につとめてまいりたいと考えております。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○齋藤委員

はい、齋藤です。よろしくお願いいたします。

もしご存じでしたら教えていただきたいのですが、市内で感染が広がっている中で、親御さんが感染して子どもが濃厚接触者となり、学校を休んでいる子どもの数のデータはございますか。

○教育長

今すぐ、お答えできますか。

○保健給食課長

すぐにはお答えいたしかねます。

○教育長

後ほど数字などについては、お知らせができる状況でありましたら、お願いします。

○保健給食課長

はい。

○齋藤委員

子ども同士の感染が広がっていなくても、大変な状況の中でも大変大事な報告だと思うのですが、一方でやはり親が感染するとその子どもたちが濃厚接触者となり、学校に行けない子どもたちが出てくるので、そのあたりの数が当然増えてきているはずです。そのあたりの数をご存じでしたら、教えていただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○教育長

他にございませんか

○渡邊委員

はい、渡邊です。よろしくお願いいたします。

新聞などでも子どもさんの感染状況 スポーツクラブからの感染ということで、目にすることがあるのですが、特に水泳教室での感染ということに関してですが、学校の方では、そういう地域でのクラブ活動に関してどのように保護者に対して、注意喚起や説明をいらっしゃるのでしょうか。伺いたいと思います。

○教育長

答えられますか

○学校支援課長

学校支援課の方から、お答えします。

地域でのクラブ活動、たとえばスイミングなどに関して、どうしてほしいといったことは学校や教育委員会の方からは、特に指示や通知は出していない現状でございます。

○渡邊委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、その関連なのですがそのスイミングスクールの営業しているところからの学校への説明とかは実際はあるのでしょうか。

○学校支援課長

その点は、わたくしどもの方では現状は把握しておりません。

○渡邊委員

はい、わかりました。ありがとうございます。もしそのようなことの説明などがあれば、保護者の方々も心配なさっていると思うので、適切な方法で情報公開も必要なのかなと思い、質問させていただきました。ありがとうございました。

○教育長

今の案件に関しては、保健所等が民間事業所に対して、どういった指導をしているかということ、公にしてもいい情報、そうじゃない情報とか民間事業者のご判断で情報提供をいただける分があれば、きちんと情報をキャッチして学校経由で保護者の皆さまに伝えていくことはあるかと思いますが、必要以上に私どもがプライバシーに入り込んで、聞きよせるということは難しいかもしれません。

なお、保健所を通じてですね、適切に情報提供をいただけるように教育委員会としてもお願いをしてみたいと思います。

○渡邊委員

そうですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにもございますか。

○市嶋委員

はい。市嶋です。お願いいたします。

直接感染しているご家庭ではないけれども、不安というか学級閉鎖かなにかをきっかけにして、不安になってしばらく休ませる場合に、決まりとしてはここに書いてある通り、校長が出席しなくてよいと認めた日として、特に何か影響することがないと書いてあるのですが、現実問題、学習の遅れなど、どのくらいの期間最長で休んでいるお子さんがいらっしゃるかと、これが去年からずっと続いていますので、心配といえばきりが無いと思いますし、また逆に出席してもいいかなというタイミングなど、そのあたりはどんな状況で現場の方では感じていらっしゃるかお聞かせ願えればと思うのですが。

○学校支援課長

はい。学校支援課がお答えいたします。感染が不安で登校していないお子さんは、出席停止扱いとなっておりますが、そのお子さんは昨年度後半ずっと市内全域 10 人前後で推移しておりましたので、ずっと長期にわたってお休みをしているお子さんは、10 人前後と予想されます。

個別に何日間かは把握しておりませんので、毎日何人かという数字は把握している状況です。ここ最近では、感染が増えて学級閉鎖もおこっていることから、学級閉鎖がある学校のお子さんを中心に不安による欠席が増えている状況ではございますが、長期にわたって昨年度はずっとお休みしている子どもに関しましては、各学校の方で保護者と連絡を

とりながら、必要な支援や指示など行っていると思われま

ただずっと学校にきていない状況には変わりありませんので、またあらためて現在どのような状況であるのかにつきましては、各学校で状況を把握するようにしたいと考えております。

○市嶋委員

はい。ありがとうございます。それはコロナが理由で、長期欠席になっていることは間違いないというお子さんがいるということですよ

○学校支援課長

そうですね。10人前後で推移してまいりましたので、その数のお子さんはずっとお休みの状況になっています。

○市嶋委員

はい、ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。

○乙川委員

はい。2点お聞かせいただきたいと思います。

コロナ禍の前から、先生たちは多忙化と言われています。現在この状況において、先生たち教職員が新たな業務として加わっている事というのは、どんなことかということ。もう一点はいじめとか偏見、差別防止のために学校それぞれに任せている状態なのか、行政側から具体的にこういった文章のベースのようなものを学校側に送られているのかどうかお聞かせいただきたい。

○学校人事課長

学校人事課長の吉田でございます。

教職員の多忙化に関しては、やはり子どもたちの健康観察に配慮しないといけないところもあると思いますし、場合によっては検温、あるいは校舎内の消毒、そういった形も現在も続いているものと思われま

ただ、文科省の方から必要以上の消毒作業については、しなくてもいいとの通知も出ていますので、各学校に状況をお伝えしながら適切に進めていただいているところ

○学校支援課長

多忙化に関しては以上です。  
差別に関しては、学校支援課がお答えいたします。ガイドラインの中でも昨年度の早い段階から、感染者等に関する差別は絶対しない、させないということで、徹底して示しているところでございます。具体的にどのように指導するかにつきましては、市のホームページなどに道徳の時間における指導例などをアップして参考にさせていただけるようにしております。各学校におきましては、子どもたちの実態等に応じて適切に指導いただいているものと認識して

おります。  
これまで、一年間感染者や濃厚接触者、それからエッセンシャルワーカー等に対する差別、もしくはいじめがおこった事例につきましては報告を受けておりません。ただ、新型コロナという言葉を用意に使ったことによるいじめにつきましては、数件報告を受けておりますが、それもすぐに解決をして長期化はしていないという状況でございます。

今後も感染者に対する偏見、差別がないように適切に指導を行うように、学校にも働き掛けてまいりたいと思います。

○乙川委員

ありがとうございます。健康観察、検温、消毒のほかに、行政に報告

するときに電話連絡で済んでいるのか、文書的なもので、いろいろチェックしなくてはならないのか、あらたなことは本当に電話だけで済むことではない気がしているので、調べることや書いて出すなど、そういったことが増えているのではないかなと感じたので、お聞きしました。

消毒、検温だけという認識でよろしいのですか。

○学校人事課長

具体例として主なものをあげさせていただきました。ほかに、例えば、授業にしても換気や子どもたちの3密を避けながら、教育活動を進めていくわけですので、担任の先生、教科指導の先生も気を配って進めていただいていると。工夫して学びの保障ということで、子どもたちの学びを止めないように進めていただいていると考えています。

○乙川委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいでしょうか。他に。

○小野沢委員

はい、小野沢です。よろしく願います。

学級閉鎖になった時の子どもたちの様子は、どのように過ごしていたかなど報告があがっていますか。学級閉鎖になると子どもたちが学校に来られないわけですので、その間子どもたちがどのように過ごしていたかという報告が何かありますか。

○学校支援課長

特にどのようにしているか調査までは行っておりませんが、昨年度休校になった時と同様に家庭で過ごしているということが、原則だと思われれます。

○小野沢委員

一人一台、タブレットというGIGAスクールの授業が始まっているわけですが、そういったものはまだ活用されていないという事でしょうか。

○学校支援課長

現段階、通知などでこういう方法でできますと、学校にはお伝えしてありますが、学級閉鎖が3日間という短期ということもありますので、今回の学級閉鎖にともなって、オンラインを活用した事例についてはまだ把握していない状況です。

○小野沢委員

もう一点です。保護者宛に教育委員会から出された資料3ですが、この中の四角枠の(1)ですが、これはお子さんが濃厚接触者に特定された場合、(2)(3)はわかりますが、(1)のお子さん又は同居するご家族がPCR検査等を受ける場合とあります。仕事の関係で県外の方と仕事をする機会が多い親御さんなどは、PCR検査を受けている方もいると思うのですが、誤解はないと思いますが、この書き方だとPCR検査を受ける段階で報告しなければならないというのは、少し違うような気がいたしますがいかがでしょうか。

○保健給食課長

はい、そのようなお問い合わせも現にきておりますので、その場合学校の方から、定期的にPCR検査を受けなければならない保護者もいらっしゃると思いますので、その件は定期的であれば、その都度報告は不要ということはお伝えさせていただいています。言葉足らずな点があったかもしれませんが、よろしくおねがいたします。

○小野沢委員

ありがとうございます。

○教育長	他にありますか。
○田中委員	はい、先ほどの小野沢委員のお話に関連するのですが、GIGAスクールで一人一台端末が入ったわけですが、例えば、これから万が一長期の休業等が行われなるとは、言い切れない。そういった中で、例えば端末を使った家庭学習の進め方を教育委員会として、研究しているのか、それから各学校に対して、それらについての情報提供等しているのか、そのへんはいかがでしょうか。
○学校支援課長	はい。お答えいたします。このような形でご活用いただけますという方向については示してございますけれども、具体的にその内容の例等につきましても、示し切れていない現状でございます。 授業で行ったことに関しての復習として、こんなまとめができますよというような例については、いつでも示すことができるように準備はしておきたいと思います
○田中委員	そういう具体的な使い方などは、県の教育センターと調整をしてお互い連携しあうとか、あるいは他の政令市の教育委員会の取り組みの情報を集めてみるとか、そういう風な取り組みなどは考えているのでしょうか。
○学校支援課長	検討してまいりたいと思います。
○教育長	よろしいですか。他にございますか。
<b>第4 次回日程</b>	
○教育長	続いて日程第4 回目の日程について、教育総務課からお願いします。
○教育総務課長	5月につきましては、5月28日(金)、6月につきましては、6月29日(火)、時間はいずれも午後3時30分からを予定しています。
<b>第5 公開終了</b>	
○教育長	以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開としますので、傍聴人・報道の方はご退席をお願いします。
<b>第6 報告(非公開)</b>	
○教育長	付議事件に入る前に、先ほど報告いたしました市立学校園の学級閉鎖等の状況について再度説明させていただきます。保健給食課から説明をお願いします。 市立学校園の学級閉鎖等の状況について報告
<b>第7 付議事件(非公開)</b>	
○教育長	次に、付議事件に入ります。 議案第9号 教職員の人事措置について、学校人事課から説明をお願いします。
議案第9号 教職員の人事措置について審議 ⇒ 承認	
<b>第8 報告(非公開)</b>	
○教育長	続きまして、報告に入ります。 令和4年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について、学校人事課から説明をお願いします。

令和4年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について報告

第9 定例会閉会

○教育長                      これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員